

2総防管第3477号
令和3年2月5日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年2月4日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言に伴い改定された基本的対処方針について、特措法に基づく適正な運用がなされるよう、催物の開催制限や、施設の使用制限等に係る留意事項について国より通知がありました。

その概要は、①飲食店等に対する営業時間の短縮要請、及び業種別ガイドライン遵守の要請、②イベントの開催制限の厳格化（人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下）、③年度末に向けて行われる行事等の留意事項、④職場・飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底が示されております。

都としては、国から示された催物の開催制限や、施設の使用制限等に係る留意事項について同様の取扱いといたします（「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を参照）。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、別添の取扱いに変更があり得ることに御留意ください。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、国の通知を踏まえ、別途通知いたします。